

本人及び同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者の住民税課税所得がいずれも145万円未満である。

はい

1割負担

いいえ

同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者は本人のみである。

はい

本人の収入額が、383万円未満（383万円以上でも、同じ世帯に70～74歳の方がいる場合は、その方との収入の合計が520万円未満）である。

いいえ

本人及び同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者の収入合計が、520万円未満である。

はい

↓

いいえ

→

3割負担
(現役並み所得者)

いいえ

←

はい

↓

基準収入額適用申請が認められると
1割負担
後期高齢者医療担当（4番窓口）で申請してください。

※前年の1月～12月までの収入で判定します。（1月～7月までは前々年）
※収入とは、所得税法に規定される収入金額であり、必要経費や各種控除などを差し引く前の金額で、所得金額ではありません。